

福島県教育委員会令和4年4月定例会会議抄録

1 開催日時 2 開催場所 3 出席者	令和4年4月22日（金）午後1時30分から 教育委員室（県庁西庁舎3階） 大沼博文教育長、1番 正木好男委員、2番 吉津健三委員、3番 成澤勝蔵委員、 4番 浅川なおみ委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過 (1) 開会 (2) 会議録署名委員の指名 (3) 会期の決定 (4) 記録係の指名 (5) 理事兼政策監提出理由説明	午後1時30分、教育長から4月定例会の開会が告げられた。 教育長から、浅川委員と大村委員が会議録署名委員として指名された。 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。 教育長から、室井主査が記録係に指名された。 教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号及び議案第2号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 議案第3号については、令和5年度福島県公立学校教員採用予定者数について諮るもの。 議案第4号については、福島県立美術館運営協議会委員の解嘱及び委嘱を行うもの。 議案第5号については、令和4年度第1号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理をしたことについて承認を求めるもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第1号については、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、令和4年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、福島県いじめ問題対策委員会による調査について報告するもの。</p> <p>報告第5号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第5号及び報告第3号から報告第5号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 報告審議 報告第1号 報告第2号</p>	<p>令和4年度福島県立高等学校入学者選抜の結果について（報告第1号）及び令和4年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の結果について（報告第2号）、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>成澤委員：県立高校における特色選抜の志願倍率は、昨年度とほぼ同じだが、全体的にやや低いと感じた。都市部の高校においては多少倍率が高くなると思うが、全体の倍率が低い理由について把握していれば教えてほしい。</p> <p>高校教育課長：令和4年度入試の特色選抜の志願倍率は、全日制では0.77倍となり、昨年度を0.01ポイント上回った。令和3年度入試においては、一定期間学校の休業等が</p>

あったことから、志願して欲しい生徒像について一定の配慮を行ったが、令和4年度においては生徒像を明確に示して実施した。このことが、志願倍率の上昇に繋がったと考えている。しかし、志願倍率は1倍未満であり、各学校における特色選抜の周知が志願者にまで十分届いていないといった状況もあると考えられるため、今後教育庁の方でも各学校における周知の取組が志願者に届くよう支援してまいりたい。なお、福島南高校や福島西高校、郡山商業高校の特色選抜においては、倍率が2倍を超えており、各学校でばらつきが生じている。

成澤委員：引き続き、各学校の魅力を発信していただければと思う。

浅川委員：定時制高校における入試について、志願者数等は資料に記載があるが、実際に受験した者の数はどれくらいか尋ねたい。

高校教育課長：定時制高校の志願者数については、普通科と工業科を合わせて440人の定員に対し、206名の志願者があり、倍率は0.47倍となった。実受験者数については、手元に資料がないため、確認の上報告させていただく。

浅川委員：特別支援学校の入試について、350人の志願者のうち348人が受験し、全員が合格している。特別支援学校の入試は、受験者全員が合格する内容となっているのか。全員を合格させるのであれば、そもそも入試は必要なのか尋ねたい。

特別支援教育課長：特別支援学校の高等部については、義務教育段階後の課程であるため選抜の形をとっている。受験については、特別支援学校において教育相談を行い、調査を行いながら志願者を受験させている。令和4年度の選抜においては、受験者全員

が合格しているが、過去には、視覚支援学校の生徒で不合格となった者もいることから受験の制度は必要だと考えている。なお、令和4年度の入試において、志願者のうち2名が受験をしていないが、これについては他の県立高校と県内の私立高校を受験し合格したためと聞いている。

浅川委員：特別支援学校の入試における合否の基準とはどのようなものか教えてほしい。

特別支援教育課長：受験者に対し前期選抜では筆記試験を課している。また、障がいの重い子どもについては、自立活動の面接という形で試験を実施している。なお、学校教育法施行令第22条の3では、障がい種ごとに障がいの程度を規定しており、この内容に合致する生徒については、ほぼ合格している。

正木委員：特別支援学校高等部の入試において、過去に不合格となった例は、学力を理由としたものか。それとも障がいの区分によるものか尋ねたい。

特別支援教育課長：視覚支援学校や聴覚支援学校における通常の学級は、知的障がいがない子どもが入るところであり、ある程度の学力がなければその課程を履修できない。この課程に係る入試において、学力が不足し不合格となった例がある。

正木委員：特別支援学校の入試において不合格となった生徒がいると聞くと、非常にかわいそうといった思いを抱くが、そうした生徒はその後何らかの形で学ぶ場所を確保できたのか。分かれば教えてほしい。

特別支援教育課長：不合格者のその後の進路等については、資料を持ち合わせてないため分からない。

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>正 木 委 員：これまで特別支援学校の卒業式や入学式に出席したことがあるが、子どもたちはさまざまな状況で学んでおり、また、教える先生方も大変な苦勞をされている。そうした状況を知っているだけに、特別支援学校の入試において不合格となった生徒はその後どうになってしまうのだろうと思った。個人的には、特別支援学校への志願者全てが、何らかの形で受け入れられる体制があって欲しいと思う。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和4年3月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第1号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>午後2時7分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時9分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和5年度福島県公立学校教員採用予定者数について（議案第3号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 4 号</p>	<p>福島県立美術館運営協議会委員の任免について（議案第4号）、社会教育課長から説明があ</p>

<p>議 案 第 5 号</p> <p>(10) 報 告 審 議</p> <p>報 告 第 3 号</p> <p>報 告 第 4 号</p> <p>報 告 第 5 号</p> <p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>った後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第5号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>令和4年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第3号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>福島県いじめ問題対策委員会による調査について（報告第4号）、高校教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>訓告処分等について（報告第5号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>次回の定例会について、教育総務課長から令和4年5月20日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後2時55分、教育長から閉会が告げられた。</p>